

令和3年度に実施した消費・安全対策交付金(食料安全保障確立対策推進交付金)事業の成果及び評価について、消費・安全対策交付金交付等要綱(令和4年3月31日付け3消安第7340号農林水産事務次官依命通知)第28の10に基づき以下のとおり公表します。

令和3年度 消費・安全対策交付金(食料安全保障確立対策推進交付金)の成果及び評価報告書

目的	目標	目標値	実績	達成度	評価	所要額 実績 (円)	交付金相当額 (うち地域提案型) (円)	備考 (県による評価の概要)
I	安全性向上措置の検証・普及のうち農業生産におけるリスク管理措置の導入・普及促進	カドミウム低吸収性イネの実証試験の実施箇所数	1	100%	A	630,810	630,810	カドミウム低吸収性イネの実証試験 島根県は全国有数の‘きむむすめ’の作付面積があり、カドミウム低減対策において‘きむむすめ環1号’が栽培されることも想定される。本実証試験において、‘きむむすめ環1号’の特性が把握できたとともに、水稻の出穂期3週間前からの水管理の違いがヒ素濃度に及ぼす影響について、出穂期前3週間以降の週1回のみの間断かん水によるヒ素濃度低減効果が認められ、ヒ素とカドミウムの同時低減技術を確立するための成果が得られた。
		1						
		カドミウム低吸収性イネの取組数	1	100%	A			
		1						
	農薬の不適切な販売及び使用の発生割合	ヒ素濃度低減技術の実証試験の実施箇所数	2	100%	A	814,186	404,000	ヒ素濃度低減技術の実証試験 土壌中のヒ素濃度が非汚染地水田土壌の平均値に比べて高い現地ほ場において、今回実施した出穂期2週間前からかん水を中止した早期落水により一定の低減効果が認められたが、気象及び土壌条件等により玄米の国際基準値以下に低減できない場合も認められたため、より早期からの節水管理や資材の活用等について検証し、土壌中のヒ素濃度が高いほ場において、玄米中ヒ素濃度を安定的に低減させる実効的な手法を検討する必要がある。
		2						
	農薬の適正使用等の総合的な推進	ヒ素濃度低減技術の取組数	1	100%	A			
1								
海洋生物毒の監視の推進	農薬の不適切な販売及び使用の発生割合	2.3%	120%	A	1,036,018	515,000	1. 農薬の取扱い、2. 研修等・意識向上、3. 農薬使用者及び農薬販売者に対する立入検査、4. 農薬残留確認調査等を実施したことにより、農薬取扱者等に対して農薬の正しい知識の普及、適正販売・適正使用の啓発が行われた結果となり、農薬使用者の不適切な使用者数が0件となったことは評価できる。 一方、農薬販売者の不適切な取扱いが発生していることを踏まえて、今後とも、農薬の適正販売・適正使用が更に徹底されるよう、各種研修会や啓発活動、立入検査による監視・指導、その他のあらゆる機会・手段を活用した情報提供に力を入れ、農薬の適正販売・適正使用を推進することが必要である。	
	海洋生物毒のモニタリングの総実施数	114回	121回	106%	A	2,043,699	1,018,000	当初計画した調査に加えてプランクトンの発生動向に伴う貝毒検査及びプランクトン調査を実施したことにより、県内で生産される二枚貝の安全性を確認できた。今後とも引き続き、貝毒等の食中毒の原因となる危害発生動向の監視を実施していく必要がある。
小計						4,524,713	2,567,810	

II	家畜衛生の推進	家畜衛生に係る取組の充実度	103	92.5	89%	A	13,018,831	6,068,000	<p>令和3年度の伝染性疾病の発生件数は154件、検査件数28,000件となり、過去3年間の平均伝染性疾病の発生件数134件、検査件数27,000件をいずれも上回ったが、達成度は89.0%であり、A評価となった。令和3年度の疾病発生件数については、監視伝染病の発生件数が令和2年度57件、令和3年度55件であり、例年と比較して大きく変わらないものの、監視伝染病以外の疾病発生件数については、令和2年度111件に対し、令和3年度99件と減少し、生産性を低下させる疾病の低減対策、衛生対策指導の効果によると考えられた。今後も家畜衛生広報を通じた情報提供や必要に応じた疾病発生情報、飼養衛生管理に関する情報等の情報提供をすすめ、円滑な衛生対策指導に努める。</p> <p>野生動物対策強化については、県内で野生イノシシの検査体制を構築し、令和3年6月より野生イノシシの抗体保有状況調査を実施した。令和3年度の調査では、全例陰性が確認された。野生イノシシについては、養豚場へのウイルス侵入を防ぐため、今後もサーベイランスを実施することにより、県内へのCSF侵入状況を確認する必要がある。</p> <p>なお、本事業を活用して伝染性疾病の予防・低減を目標に、衛生検査に基づく飼養衛生管理指導や、疾病等に関する家畜衛生情報の収集と発信、飼養衛生管理基準に基づく指導等の継続した取組を行うことにより、農場の衛生レベル向上が図られている。また、防疫演習の開催や地域での検討会の開催により、農家のみならず畜産関係者への衛生意識の向上にも取り組んでおり、今後も継続した取組により、衛生意識をより浸透させる必要がある。</p>
	養殖衛生管理体制の整備	養殖衛生管理指導を実施した経営体数の割合	90.3%	90.3%	100%	A	872,765	431,000	<p>当初の計画どおり養殖経営体に対する養殖衛生管理指導を実施できた。また、養殖アユ及びドジョウには水産用医薬品の残留も認められなかった。ただし、天然水域においてヒラメのクダア寄生、アユの冷水病及びコイヘルペスウイルス病等、依然として魚病の発生がみられることから、今後とも関係漁協や養殖経営体への指導及び養殖水産物の医薬品残留検査を継続するとともに、疾病診断や定期的な魚病検査を実施していく必要がある。</p>
	小計							13,891,596	6,499,000
総計・総合評価					94%	A	18,416,309	9,066,810	

1 様式は、「消費・安全対策交付金等交付要綱」(令和4年3月31日付け3消安第7340号農林水産事務次官依命通知)別紙様式第13号-1に準ずる。

2 「達成度」の欄は目標値に対する実績の比率を記入する。

3 「評価」の欄は、達成度に応じた次のアルファベットを記入する。

A・・・達成度80%以上

B・・・達成度50%以上80%未満

C・・・達成度50%未満